

令和8年5月12日

令和8年度第2回理事会議事録

日 時：令和8年5月12日（火） 18時30分～19時45分

会 場：大阪府中央区本町4丁目6番17号 IS本町ビル5階 当法人主たる事務所
なお、当該場所に存しない理事及び監事は、WEB会議システムにより出席した。

出席者：射場理事長、本田副理事長、鈴木副理事長、都留理事、中野理事、辻畑理事、工藤理事、田籠理事、元石理事、千葉監事、高尾局長、黒澤局長、河西局長、辻岡局長

欠席者：東藤局長

総務部：天野、藤原

書 記：天野、藤原

令和8年度第1回理事会議題

(1) 承認事項

- ア 令和8年度第1回理事会議事録
資料参照のうえ、承認された。

(2) 報告事項

ア 理事長活動報告

射場理事長より資料に基づいて報告があった。追加分の活動報告や質疑等はなし。

イ 各局事業進捗

各局より資料に基づいて報告があった。

射場理事長より3士会合同研修会について、シンポジウムおよび相談会にて認知症の日本人を交えて展開することについて質問あり。田籠理事より、詳細は未定のため決まり次第報告する。

3士会合同研修会の広報について質問あり。田籠理事より、ポスター完成後に送付先の選定を行う。大阪府への後援名義申請を行うことで、一般市民の目にふれやすくなるため手続きを進めていたが、申請を行うにあたって関係団体の定款や役員の名前、住所等の提出も必要との事。理事会後に対応を進める。

元石理事より、大阪学会開催のキッズルームで使用するマットの購入ならびに運用方法について経緯の説明あり。使用後は学術大会部の管理備品とする。射場理事長より、管理に当たって事務所保管とする理由やレンタルでない理由について質問あり。また本田副理事長から運搬方法や会場使用許可について質問あり。上記の質問事項について、元石理事が今後確認、対応する。

射場理事長より、「実習前評価共有シート」のアンケート結果の共有について質問あり。概ね良好であり詳細は理事会後に共有する。

ウ 情報管理局 令和7年度活動報告

辻畑理事より資料に基づいて報告があった。ZoomのNPO割引適用が無事に承認されたことに伴い、3月末の年間契約更新日から「for NPO契約」に切り替わるまでの利用料の返金手続き、および同プラン（ライセンス料50%割引）での契約更新が完了した旨が追加で報告された。今年度も全局員向けに情報管理勉強会を開催予定。

エ 新人ガイダンスについて

都留理事より資料に沿って報告があった。スケジュール内容が共有された。

オ 大会長公募について

元石理事より説明があった。大会長公募期間について、5月14日～8月2日と設定したが、理事会後より広報を行うため、5月25日（月）～8月2日とする。センターHP広報後に、府士会やセンターのニュース、SNS等で広報を進める。

(3) 審議事項

ア 2026年度市区町村「主催」研修会の承認について

中野理事より資料に基づいて説明があった。2件申請あり。他に今月は2件、書類不備あり。本田副理事長より、書類不備によるリジェクトされたものは再提出があるのか質問あり。翌月には再申請されて許可となっている。

審議の結果、承認となった。

イ 大阪府理学療法学会 優秀演題賞規定の改定について（再審議）

元石理事より資料に基づいて説明があった。射場理事長より奨励賞について、優秀演題賞に至らなかった賞ではなく、選出方法や位置づけについて再検討するよう意見があった。また1次審査の演題数について、1割とするのではなく10演題程度とする意見もあった。鈴木副理事長より、演題数の変更を行う場合、リサーチをした上で裏付けを持って決めるべきとのこと。今大会は開催まで期限が迫っているため、現行の1割を継続し、次回の大会時に具体的な数字を決める。

2次審査について、現行は座長2名と教育局担当理事が審査を行っていた。改定案として、座長1名と学会準備委員会の指名した審査者1名で採点する。理由として、セレクション演題は多様化するため、各分野に精通した者が専門性を持って採点するほうがよいという意見があった。分野は8領域あるため、準備委員の指名した審査者は最大8名を想定。

工藤理事より、指名審査者を1名ではなく、1名以上もしくは人数の記載を無くす意見あり。

鈴木副理事長より、理事会の内容を学会大会に報告し、修正した内規については理事長、副理事長、事務局担当理事の確認をもって、次回理事会で審議、承認する。

ウ 役員の任期（再任制限）について

射場理事長より、資料に沿って説明があった。前回の総会で理事の任期について触れており今年度中に結論を出し、次回総会で会員に諮ると記載あり。理事長よりメリットデメリットが説明された。メリットとして、組織の硬直化防止

権力集中の防止、新陳代謝、後継者育成、ガバナンス強化、デメリットとしてノウハウ消失、意思決定停止、引継ぎ不能、若手に丸投げ、事業停滞などが起こりうる。結論として理事の重任について妨げないとする方針で説明があった。鈴木副理事長より、同時

期に複数名退任する可能性について意見あり。千葉監事より、組織運営について意見あり。総論的に任期はいずれ必要ではあるが、現状は再任制限を設けると組織の弱体化が考えられるため、明確な年数の設定は不要ではないかとの意見があった。

射場理事長より、選挙が定員割れしている現状のため、任され理事が増加するリスクもあることが懸念された。

審議の結果、理事の重任について妨げないとすることで承認となった。

エ 定款変更について

射場理事長より資料に基づいて説明があった。変更する所は、**1. 業務執行理事の配置**（定款第26条）、**2. 相談役及び顧問**（定款第29条）、**3. 職務執行状況の報告対象者の拡張**（定款第35条）について。

審議の結果、承認となった。次回総会にて会員に諮る。